

賦課金は口座振替での納入が便利です！

管内農協並びに全国郵便局より賦課金の自動口座振替ができるようになりました。
まだ申込みをされていない方は是非ご利用願います。

申込手続き方法

農 協…下記の農協窓口で『貯金口座振替申込書』に必要事項を記入し押印してください。
(JA佐原、JAかとり、JA多古町、JAちばみどり、JA山武郡市、JA長生)
郵便局…最寄りの下記出張所までご連絡ください。申込書をお送りいたします。

新規申込者へ

平成21年度の賦課金口座振替は、7月31日までに金融機関へ申し込まれた方とさせていただきます。
なお、8月以降の申し込みについては申し訳ございませんが、平成22年度からのお取扱いとさせていただきます。

自動口座振替を申し込まれている組合員様へ

振替日と残高確認の励行

平成21年度の口座振替は、9月28日(月)に行いますので、納期が近づきましたら預貯金残高の確認をお願いいたします。

※ 口座振替により賦課金を納入する方は、通帳の振替金額の記帳をもって納入証明となるため、領取証の発行はいたしません。引落日以降に必ず通帳を記帳願います。

変更になる場合の届出

振替口座の変更をする場合は、再度、希望する金融機関へ申込書を提出願います。

賦課金の納入について

賦課金の納入については、組合員のご理解により大部分が納期までに納入されておりますが、残念ながら納期を過ぎても賦課金が未納となっている組合員がいます。

滞納処分(差押え)の対象となりますので、速やかに納入されますようお願い申し上げます。

忘れていませんか届出！

農地の異動・組合員資格の変更などの下記申請をして頂けないと、前年と同様に賦課されますので早急に届出てください。公共機関(市町村・法務局・農業委員会等)に届出済、または所有権の移転済みであっても、両総土地改良区に届出がないと台帳は変わりません。

下記の場合は必ず届出てください。

- ◎農地を売買又は交換したとき
- ◎農地を賃貸借又は解約したとき
- ◎組合員を変更するとき(農業者年金の受給又は経営移譲・相続等)
- ◎住所を変更するとき
- ◎農地を住宅等に変更するとき

※ 「組合員資格得喪通知書」「農地転用等の通知書・地区除外申請書」「開発行為等に伴う排水同意申請書」などの届出用紙は、最寄りの出張所に用意してあります。

お問い合わせは

<最寄りの水土里ネット両総へ>

佐原出張所 香取市佐原 689
TEL0478-54-3566

多古出張所 多古町多古 691-2
TEL0479-76-2020

東金出張所 東金市東金 1163
TEL0475-53-0728

本納出張所 茂原市本納 3041
TEL0475-34-3113